

子母発1201第1号
令和4年12月1日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について（通知）

不育症検査費用助成事業については、「不育症対策に関するプロジェクトチームによる検討報告」（令和2年11月30日。別添1）を踏まえ、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）の別添8「不育症検査費用助成事業」により、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成しています。

今般、令和4年11月30日厚生労働省告示第340号（別添2）において、「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）」が先進医療として位置づけられ、令和4年12月1日から先進医療として検査を実施することが可能となることから、当該検査を不育症患者（今回が2回目以降の流死産となる者）に対して実施した場合について、同日より本事業の助成金の対象とすることとしたのでお知らせ致します。

※ 当該内容を踏まえた「母子保健衛生費の国庫補助について」（平成26年5月30日付厚生労働省発雇児0530第3号厚生労働事務次官通知）の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」及び実施要綱の改正については、追ってお知らせ致します。なお、改正内容の適用日としては令和4年12月1日とする予定としています。